

令和4年6月24日

各中・義務教育学校長 様

京都府中学校体育連盟  
会長 野川 晋司

### 第75回 京都府中学校総合体育大会実施要項 剣道の部

- 1 主催 京都府中学校体育連盟 京都府教育委員会 京都市教育委員会 (公財) 京都府スポーツ協会
- 2 主管 京都市中学校体育連盟
- 3 後援 京都新聞
- 4 日時 令和4年7月30日(土) 開場 8:00  
予備日(31日) 審判会議 8:40  
京都市武道センター 監督会議 8:55  
竹刀検量は8:05~9:00 競技開始 9:15
- 5 会場 京都市武道センター  
京都市左京区聖護院円頓美町46-2 TEL:075-751-1255  
交通:京都市バス「熊野神社前」下車,東へ徒歩1分  
※公共交通機関をご利用ください。(駐車場は審判・役員のための使用とします)  
予備日会場:京都市立岡崎中学校  
京都市左京区岡崎東天王町1 TEL:075-771-4191  
交通:京都市バス「岡崎神社前」下車,東へ徒歩1分  
※公共交通機関をご利用ください。  
【会場付近図】



- 6 参加資格 (1) 京都府中学校体育連盟に加入し,各ブロック大会において出場権を得たチーム。(および個人)  
(注) 年齢は,平成19年4月2日以降に生まれた者に限る。これ以外の生徒が参加を希望する場合は,6月24日までに京都府中学校体育連盟に大会参加届を提出する。(その後,府中体連より日本中体連へ報告)  
(2) 参加資格の特例  
学校教育法134条の各種学校について,「別記1」のとおり大会参加を認める。(別紙「別記1」参照)  
(3) 本連盟が取得する個人情報の利用・活用等を行うことについて同意している。
- 7 引率者及び監督 (1) 参加生徒の引率者・監督は出場校の校長・教員・部活動指導員とする。競技フロアへは選手・監督・競技役員・補助員生徒のみ入れるものとする。  
(2) 引率者の特例  
個人種目への参加について,校長がやむを得ないと判断した場合に限り,「京都府中学校総合体育大会における引率者に関する特例」により,校長が引率者として承認した外部指導者の引率を認める。(別紙「別記3・京都府中学校総合体育大会における引率者に関する特例」参照)

- (3) 京都府中学校総合体育大会に出場するチーム・選手の引率者、監督、部活動指導員、外部指導者、トレーナー等は、部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等により任命権者または学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとする。

(別紙「別記4・京都府中学校総合体育大会における監督などの条件」参照)

8 参加数

	京都市	山城	口丹波	中丹	丹後	計
団体	4	2	1	1	1	9
個人	12	8	4	4	4	32

9 競技規定

- (1) 全日本剣道連盟試合規則・審判規則並びに細則・日本中学校体育連盟剣道競技部申し合わせ事項に準ずる。但し、判定制度は用いない。また、「主催大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン」と「新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合・審判法」を適用する。

(2) 団体戦

ア 第1次戦は、4～5チームずつのリーグ戦で行う。

イ 第2次戦以降は、第1次戦の各上位2チームによってトーナメント戦で行う。

ウ 競技時間は、3分間で3本勝負とする。勝負の決しないときは、予選リーグについては引き分けとし、決勝トーナメントについては2分の延長を1回行い、それでも勝負が決しない場合は引き分けとする。但し、チームの勝敗が決した以降の試合については延長を行わず引き分けとする。

エ リーグ戦における順位決定は、次の要領で行う。

①チームの得点（勝ちチーム1点、引き分け0.5点、負けチーム0点とする。）

②勝者数の合計

③得本数の合計

④代表者戦

代表者戦は、3分1本勝負とし、時間内に決しないときは勝敗が決するまで行う。

(ただし、延長戦の時間は2分刻み。)

(3) 個人戦

ア トーナメント戦で行う。(ただし、ベスト4からはリーグ戦を行い、順位を決定する)

イ 競技時間は、3分間で3本勝負とする。勝敗の決しないときは、2分刻みの延長戦を行う。

10 表彰

団体の部、個人の部とも3位までとする。

団体戦優勝校には、優勝旗、優勝盾、賞状を、準優勝校・3位校には賞状を授与する。

個人戦優勝、準優勝・3位選手には賞状を授与する。

11 申し込み

- (1) 期 日 令和4年7月27日(水) 13時必着。

(当日原本を提出すること)

- (2) 申し込み先 木津川市立木津中学校 山中 洋亮 宛  
〒619-0222 京都府木津川市相楽高下4番地8  
TEL 0774-72-0007 FAX 0774-72-0094  
mail : [ysh.y0803@gmail.com](mailto:ysh.y0803@gmail.com)

(メールでの申し込みを原則とする)

- (3) 登録人数 男女団体は1チーム7名までを登録する。

12 近畿大会  
全国大会

- ・本大会各団体の部1位、2位、個人の部各8位以上に近畿大会出場資格を与える。
- ・本大会各団体の部1位、個人の部2位以上に全国大会出場資格を与える。

13 組み合わせ ※団体戦予選リーグA・Bブロック内の順番は要項作成時に毎年抽選を行い決定する。

(団体)

Aブロック (リーグ戦) 【市内1位・山城2位・口丹波1位・市内4位】

男子	口丹波1位	山城2位	市内4位	市内1位
口丹波1位		①	③	⑤
山城2位			⑥	④
市内4位				②
市内1位				

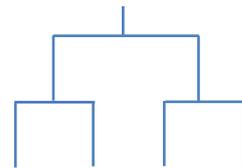
女子	口丹波1位	市内1位	山城2位	市内4位
口丹波1位		①	③	⑤
市内1位			⑥	④
山城2位				②
市内4位				

Bブロック (リーグ戦) 【山城1位・市内2位・丹後1位・中丹1位・市内3位】

男子	中丹1位	市内3位	丹後1位	山城1位	市内2位
中丹1位		①	⑦	⑤	③
市内3位			④	⑨	⑥
丹後1位				②	⑩
山城1位					⑧
市内2位					

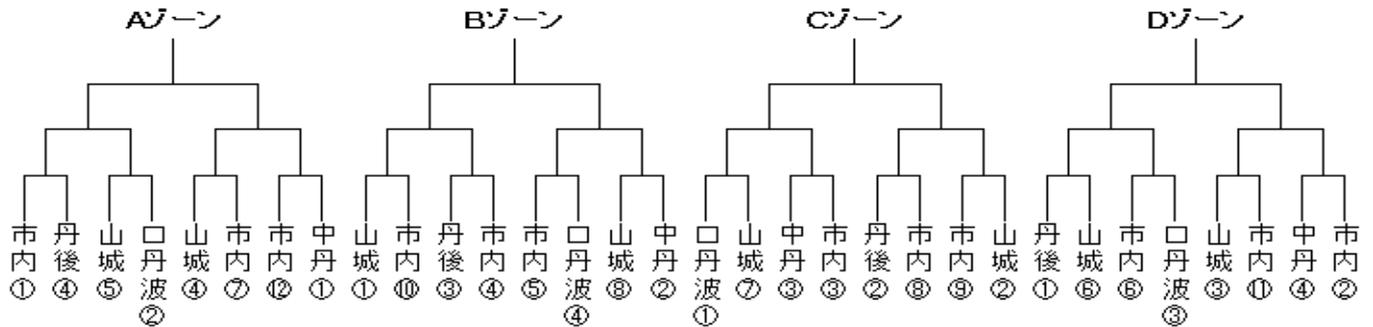
女子	中丹1位	丹後1位	市内3位	山城1位	市内2位
中丹1位		①	⑦	⑤	③
丹後1位			④	⑨	⑥
市内3位				②	⑩
山城1位					⑧
市内2位					

決勝トーナメント



A1位 B2位 A2位 B1位

(個人)  
トーナメント



\*男女とも順位決定はA～Dによるリーグ戦をおこなう。  
\*同一校生徒が同じゾーンに入った場合は、配慮のため上記の対戦相手をブロック内で変更する。

- 14 その他
- (1) 新型コロナウイルスの今後の感染状況の推移により、大会を中止する場合がある。
  - (2) 京都府中学校体育連盟新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン及び各専門部ガイドラインを遵守すること。
  - (3) 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、原則、宿泊は行わない。ただし、やむを得ず宿泊を行う場合は、各市町教育委員会の判断を仰ぐこと。
  - (4) 宿泊については斡旋しない。
  - (5) 顧問・引率者が必ず受付をする。受付がなされない時は、失格とする。
  - (6) 団体戦出場校は、各校でオーダー表を作成し持参すること。当日団体戦のオーダー表を 受付へ提出する。オーダー表は下のようにB4用紙を横にして2枚つなげる。補員の名前も作成すること。(左から学校名、先鋒、次鋒、中堅、副将、大将の順)

●	山	高	上	堀	多
●	中	中	久	保	田
	中	橋	毛		

- (7) 団体戦のオーダー変更は認めない。ただし、補員は2人までとし、補員との交替については、その都度試合前に必ず審判主任に連絡する。ただし、一度交替した選手の再出場は認めない。
- (8) (7)の違反およびオーダー表通りに出場していない試合者が試合を行った場合は、該当の試合を負けとし、相手に2本与える。その後の試合に出場することはできない。
- (9) 竹刀は、重さ・男子440g 女子400g以上、長さ114cm以内とする。つるの色は制限しない。柄革は白色・無地のものに限る。
- (10) 先の細すぎる竹刀は使用しない。先端部最少直径は男子20mm以上、女子19mm以上とする。  
※竹刀の計量は9時までにする。
- (11) 面紐・胴紐の赤系統は、使用しない。面乳皮は黒・紺色無地に限る。
- (12) 赤白の目印を持参すること。
- (13) 中学校名、個人名の名札を必ず垂の中央部に付けること。※中と必ず明記すること。  
(規定の名札のない選手の出場は認めない。  
またチーム内に同姓の選手がいる場合は区別がつくように1文字を付け加える)
- (14) 補助員……各校剣道部員
- (15) 参加校は生徒のマナー向上についても事前に周知すること。
- 【申し合わせ事項】
- ・役員の指示、指導に従うよう生徒に事前指導を徹底する。
  - ・ゴミの持ち帰りを徹底する。
  - ・不要物（各校のきまり等による）は持ち込まないよう指導を徹底する。
  - ・持ち物（特に貴重品）の管理は、各校で責任を持って行う。
  - ・会場でのマナーを守り、破損等のないように指導を徹底する。

●●中  
個人  
名

#### 15 新型コロナウイルス感染症対策について

- ・会場に入れるのは、出場校の選手、監督、役員、及び専門部から入場を許可された者のみとする。
- ・出場校の監督は、受付の際に顧問の私印が押された申し込み用紙と「検温調査・体調管理 実施確認用紙」を提出すること。大会役員、審判は「大会役員・審判健康チェックシート」、来場者は「来場者健康チェックシート」に必要事項を記入の上、提出すること。大会会場にて感染患者またはその疑いのある方が発見された場合には、必要な範囲で保健所等に提出することがある。
- ・開閉会式は行わない。競技開始前に諸注意、競技終了後に表彰と事務連絡のみを行う。
- ・会場内では必ずマスクを着用すること。手洗い、アルコール消毒もこまめに行うこと。
- ・選手は、試合の際に面マスク、マウスガードを必ず着用すること。アイガードについては任意とする。面マスクは普段の稽古で使用している物で良い。
- ・審判員は、白の不織布マスクを着用すること。審判旗は各自で準備すること。
- ・竹刀検量会場の密を避けるために、男子団体出場選手→女子団体出場選手→男子個人出場選手→女子個人出場選手の順で検量を行う。団体と個人の両方に出場する選手は団体の時に行うこと。
- ・試合中の応援は拍手のみとし、声援は禁止する。
- ・試合中以外の時間は、できるだけ他の参加者との間隔を空けること（できるだけ2m以上を確保すること）。
- ・各自の飲料水やタオルを持参し、コップやボトルの共用がないようにすること。
- ・剣道具一式は必ず各自で準備し、共用がないようにすること。
- ・会場内は、大会中常に換気を行う。
- ・大会終了後、会場内の消毒を行う。
- ・大会後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、速やかに顧問を通じて木津中学校、山中まで濃厚接触者の有無等について報告すること。
- ・大会参加の申し込みをもって、参加者は大会の趣旨を理解し、要項に記載されている事項を遵守することに同意したと判断する。

## 「警報発令時の対応」

- (1) 特別警報が発令された、もしくはされている場合には、すべての競技は直ちに中止する。
- (2) 大会当日午前7時現在、京都市地域に「暴風警報」が発令されている場合は、大会開催について剣道専門部と京都市中体連・京都市中体連会長で開催について協議する。順延となった場合は、大会本部より各ブロック専門委員長へ連絡し、ブロック毎に出場校へ連絡する。選手は自宅で待機すること。
- (3) 大会開催中に「暴風警報」が発令された場合は、天気予報や現地の気象状況等に留意し、現地にとどまるか帰宅するかを剣道専門部と京都市中体連・京都市中体連会長とで協議・判断し、関係者に連絡する。
- (4) 暴風警報発令の可能性がある場合は、剣道専門部と京都市中体連・京都市中体連会長で対応を協議し、事前に関係者に連絡する。
- (5) その他の気象警報等に関しても、剣道専門部と京都市中体連・京都市中体連会長で協議し対応する。
- (6) 台風等の状況を考慮し、事前に大会延期の判断を行う場合がある。その判断は、専門委員長、地元中体連、大ブロック会長と協議した上で、京都府中体連本部が行う。
- (7) 上記(1)～(6)の連絡は、府専門委員長から各ブロック委員長を通じ、参加各校・大会役員等へ連絡するものとする。

※順延時の会場は、7月31日(日)京都市立岡崎中学校を予定しています。

(〒606-8332 京都市左京区岡崎東天王町1番地 Tel 075-771-4191)

## 「参加資格の特例」

### ・「別記1・京都府中学校総合体育大会における参加資格の特例」

以下に該当するもの京都府中学校総合体育大会に参加を認める。

- 1 学校教育法134条の各種学校(1条校以外)に在籍し、当該ブロックの予選及び標準記録を突破したチーム・生徒に参加を認める。
- 2 参加を希望する各種学校は以下の条件を具備すること
  - (1) 京都府中学校総合体育大会参加を認める条件
    - ア 京都府中学校体育連盟の目的及び長年にわたる活動を理解し、それを尊重すること
    - イ 生徒の年齢及び修業年限が、わが国の中学校と一致している単独の学校で構成されていること
    - ウ 参加を希望する学校にあつては、運動部活動が学校教育の一環として、日常継続的に該当校顧問教員の指導のもとに、適切に行われていること
  - (2) 京都府中学校総合体育大会に参加した場合に守るべき条件
    - ア 大会開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項に従うとともに大会の円滑な運営に協力すること
    - イ 大会参加に際しては、責任ある当該校校長または教員が生徒を引率すること  
また、万一の事故発生に備え傷害保険に加入する等、万全の事故対策を立てておくこと

## 「引率者の特例」

### ・「別記3・京都府中学校総合体育大会における引率者に関する特例」

京都府中学校体育連盟の主催する総合体育大会は、中学校教育の一環(学校管理下)として位置づけ、府内中学生に広くスポーツを普及させるとともに、健全な中学校生徒を育成することを目的としている。このことから、生徒の大会参加に伴う引率については、当該校教員・部活動指導員であることを原則とするが、校長がやむを得ないと判断した場合に限り、以下の規定に基づき当該校教員以外(引率者としての外部指導者)の引率による大会参加を認める。

- 1 引率者としての外部指導者(以下引率外部指導者とする)の規定
  - (1) 当該校長が認めた20歳以上の者であり、日頃から指導に当たっている者であること  
また、事前に校長との間で、引率外部指導者としての契約がなされていること
  - (2) 専門部からの要請があるときは、大会競技役員として大会運営に協力すること  
また、専門部によってはそのための資格を必要とする場合もある。
  - (3) 大会申込用紙の、引率外部指導者欄に必要事項を記入すること
  - (4) 規定違反、不適切な言動等があったときは、不適格者として会長または専門部長から当該校の校長に連絡し、資格を取り消す。この場合、参加生徒も失格となる場合がある。

- (5) この規定以外のことは、大会要項及び府専門部の定める規定の通りとする。
- 2 引率外部指導者の引率を認める種目は、以下のとおりとする。
- ・陸上競技（リレーを除く）
  - ・水泳（リレーを除く）
  - ・ソフトテニス（個人）
  - ・卓球（個人）
  - ・バドミントン（個人）
  - ・体操、新体操（個人）
  - ・柔道（個人）
  - ・剣道（個人）
  - ・相撲（個人）
  - ・テニス（個人）
  - ・スキー（リレーを除く）
  - ・スケート（個人）
- 3 引率外部指導者には、監督の資格を認めない。
- (1) この時の監督は、他校の教員とする。当該校の校長は、監督を引き受けようとする教員の所属する校長に文書で依頼し、府専門部の承認を得ること
- (2) 引率外部指導者による競技上の抗議は、一切受け付けない。ただし、質問事項については、校長が依頼した監督を通して行うことができる。
- 4 生徒の大会参加に関わる責任は、法令に基づき当該校の校長が負う。
- 5 引率上の留意点及び大会会場における留意点
- (1) 学校に該当の部が設置されていない場合、参加生徒は独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付対象とならない場合もあるので、任意の保険に加入することが望ましい。（ただし、他校教員の場合は給付対象となる）
- (2) 引率にあたっては、公の交通機関を利用すること
- (3) 引率外部指導者は、引率上の必要事項等について事前に当該校の校長と十分協議し、引率に必要な事項を引率生徒に指導すること
- (4) 専門部が定める規定を順守し、責任ある行動をとること  
特に引率者として相応しくないと大会本部が判断した場合は、退場を命じる。
- 6 他校教員による引率については1(1)、5(1)を適用しない。
- 7 本特例は、平成15年5月20日より実施する。  
(平成26年5月2日一部改正)  
(平成30年3月2日一部改正)  
(令和4年5月2日一部改正)

## 「監督等の条件」

### ・「別記4・京都府中学校総合体育大会における監督等の条件」

京都府中学校体育連盟の主催する総合体育大会は、健全な中学校生徒を育成することを目的とし、運動部活動は学校教育の一環であると考えている。そこで、各中学校の運動部顧問及び運動部活動に関わる全ての指導者の暴力・体罰・セクハラ等の防止策について、以下のとおり監督等の条件を設ける。

なお、本連盟が対応するこれらの行為は、各顧問等の指導者が担当する運動部の活動及びその指導に関わる場面でのこととする。通常の教育活動上における生徒指導場面とは区別するものである。

#### 1 本連盟が主催する大会における監督等の条件

- (1) 京都府中学校体育連盟が主催する全ての大会における引率者、監督、部活動指導員、外部指導者（コーチ）、トレーナー等（以下「指導者等」という）は、部活動の指導中における暴力等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であること
- (2) 懲戒処分規定が及ばない外部の指導者は、校長が文書で指導を委嘱し、本ルールを事前に周知しておく。暴力等への指導措置は校長が行い、監督等の条件及び対応等は上記と同様に考える。

#### 2 本連盟による対応・処置の対象となる者

各中学校（中等教育学校及び義務教育学校を含む）に設置されている運動部で、本連盟に競技部が存在する運動部の指導者等

#### 3 本連盟の対応

- (1) 暴力等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていることが明確になった教職員は、本連盟における全ての役職を停止する。

★後任の補充は、該当地区中体連会長と相談し、該当地区中体連及びブロック中体連から選出することを基本とする。

- (2) 暴力等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていることが明確になった指導者等で学校の教職員以外の者は、本連盟が主催する全ての大会における指導者等への登録を禁止する。

#### 4 判定及びその時期

当該校の校長が懲戒処分を確認した時点

#### 5 期 間

- (1) 違反行為 1 回目

校長が確認した時点から「2年間」は、本連盟の役職停止及び本連盟主催の全ての大会における指導者等の登録を禁止する。この期間は、異動等により勤務校が変わったり、指導する運動部が変更となっても継続するものとする。

(1年間とは、夏季・冬季または冬季・夏季大会とする。)

- (2) 違反行為 2 回目

本連盟における役職及び本連盟主催の全ての大会における指導者等の「資格なし」とする。

- 6 本条件は、平成30年4月1日より実施する。